

工場の土壌調査や汚染修復が求められる契機

2019年1月1日の「土壌污染防治法」施行以来、稼働中の工場や閉鎖・移転予定工場に対する土壌調査と汚染修復の取り組みが強化されました。関連するガイドライン、基準、および技術規格も続々更新されました。以下に、土壌調査と修復が必要な工場と、実施される取り組み概要を説明します。

1. 稼働中の工場

“土壌汚染重点监管单位”あるいは“地下水污染防治重点排污单位”に指定された企業の工場は生産活動における潜在的な汚染リスクを点検し、工場敷地内の土壌と地下水の調査を定期的に行う必要があります（毎年又は2～3年に1回程度）。汚染が発見された場合は、汚染の拡散を防ぐための措置を講じ、場合によって汚染修復を行う必要があります。

2. 生産停止や工場移転の際

『土壌污染防治法』では、①当該用地を住宅、公共管理及び公共サービス用地に用途変更する場合、法定調査が義務付けられます。②土壌汚染重点監視企業に指定された企業は、土地の用途変更や使用权の返還、譲渡の際に法定調査が義務付けられます。また、省や市によっては調査が必要な企業に関する追加規定があります。

規定通りの調査を実施した結果、土壌や地下水に汚染が見つかった場合、法定の修復工事が求められます。さらに地下水の修復が必要な場合、修復工事を終えても、1年以上にわたる地下水の長期モニタリングが求められ、その後、修復工事の効果を評価することになります。土壌と地下水の法定調査から修復工事の効果の評価が完了するまで、凡そ2～3年の期間がかかります。

完了までの期間が長いため、法定調査の前に自主的な調査を行い、汚染が確認された場合には自主的な修復を行った後に、法定調査を実施することが有効です。これにより全体的な期間を大幅に短縮することが可能です。自主的な土壌修復は「土壌污染防治法」でも推奨されている手法です。

調査対象物質は、GB36600で定められた45物質に加えて、企業の生産活動に起因する特定の有害物質も考慮する必要があります。

恩拜欧（南京）环保科技有限公司（EBHC）
<http://ebh-china.com/>
n_wang@enbio-eng.com

エンバイオ・ホールディングス（EBH）
<https://enbio-holdings.com/>

当社はEBHの100%出資の子会社であり、
土壌調査から汚染修復までを日本企業にワンストップで提供しています。